



**恩給欠格者、戦後強制留
留者、引揚者の皆さまへ**

旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者、戦後、ソ連やモンゴルに強制留置された方、終戦に伴い本邦以外の地域から引揚げてこられた方の「ご本人」にあらためて慰籍の念を表すため、内閣総理大臣名の特別慰勞品を贈呈しています。

過去に内閣総理大臣名の書状を受けられた方、書状を受ける資格があったにも関わらず、請求されていない方も対象です。
対象者

- 旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者の方
- 戦後、ソ連やモンゴルに強制留置された方
- 終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてこられた方

請求期限
平成20年3月31日(月)
請求書類設置場所
市役所健康福祉課、各支所
市民係の窓口

問い合わせ先

独立行政法人平和記念事業
特別基金
☎0120・234・933

スポーツ安全保険について

平成20年度のスポーツ安全保険の加入受付を3月から開始します。子ども会や運動クラブなど、5人以上の団体であれば加入できます。

- 子どもの団体A 500円
- 子どもの団体AW 500円
- 大人の文化・ボランティア・地域活動の団体 500円
- 大人のスポーツをする団体 1,500円
- 補償
 - 事故による死亡 2,000万円
 - 後遺障害 最高3,000万円
 - 入院 一日につき4,000円
 - 通院 一日につき1,500円
 - 賠償責任
 - 対人 一億円
 - 財物 500万円
 - 突然死 160万円

問い合わせ先

財団法人スポーツ安全協会
熊本県支部
☎096・213・9015

交通遺児等育成資金について

独立行政法人自動車事故対策機構では、自動車事故により保護者が死亡、又は重度の後遺障害(自賠法3級以上)となった被害者の家庭の遺児などの健全な育成を図るため、育成資金の無利子貸付けを行っています。

- 貸付対象者 0歳から中学校卒業までの児童・生徒
- 貸付金 一時金 155,000円
月額 20,000円
入学支度金 44,000円
- 貸付期間 貸付決定月から中学校卒業まで
- 返還方法 20年以内の均等払い(月払い)
※高校・大学への進学者はその間返還猶予

労使間のトラブル解決のためのあっせん制度について

熊本県労働委員会では、賃金カットや解雇など労働者と事業主との間におけるトラブル解決のお手伝いをしています。どうぞお気軽にご連絡ください。手続きは簡単で、費用は一切かかりません。

問い合わせ先
熊本県労働委員会事務局
☎096・333・2753

重度後遺障害者への介護料支給について

独立行政法人自動車事故対策機構では、自動車事故により脳・脊髄又は胸腹部臓器に損傷を受け、常時又は随時の介護を必要とする重度後遺障害者を抱える家族の精神的・肉体的並びに経済的負担の軽減を図るため、介護料を支給しています。

支給対象者
○常時介護
自賠責保険の等級が、第1級1号又は第1級2号(平成14年4月1日以降の事故)

自賠責保険の等級が、第1級3号又は第1級4号(平成14年3月31日以前の事故)
○随時介護
自賠責保険の等級が、第2級1号又は第2級2号(平成14年4月1日以降の事故)

自賠責保険の等級が、第2級3号又は第2級4号(平成14年3月31日以前の事故)
介護料
○常時介護
58,570円～136,880円
○随時介護
29,290円～54,000円

※ただし、介護に要する費用(訪問介護・介護用品購入等)の負担に応じて、上限額までの範囲内で支給します。
問い合わせ先
独立行政法人自動車事故対策機構熊本支所
☎096・322・5229

